

第 24 回 年金記録回復委員会 (H23. 4. 5) 議事録

1 日 時 平成 23 年 4 月 5 日 (火) 18 時 00 分～19 時 30 分

2 場 所 厚生労働省 9 階 省議室

3 出席者

(委 員) 磯村委員長、稲毛委員、岩瀬委員、梅村委員、金田委員、駒村委員、斎藤委員、廣瀬委員、三木委員

(日本年金機構) 紀陸理事長、薄井副理事長、矢崎理事、石塚理事、喜入理事、中野理事、松田審議役 ほか

(厚生労働省) 大塚厚生労働副大臣、榮畑年金局長、石井年金管理審議官 ほか

4 議事録

(磯村委員長)

それでは、時間になりましたので第 24 回年金記録回復委員会を始めます。今日、大塚副大臣は少しご用で遅れられまして、恐らく 7 時過ぎにお見えになるのではないかと思います。委員では、三木委員がちょっと遅れて来られる予定です。事務局の方も、今日は社会保障審議会の下の不整合記録問題特別部会に出席の方がまだ来ておられませんが、議事に従いまして審議を始めたいと思います。よろしくお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

お手元の資料の順に従ってご説明させていただきます。

最初に、お手元の 1 枚紙、資料 1、1 枚目の東日本大震災への対応状況です。機構の片岡経営企画部長よりご説明します。

(片岡日本年金機構経営企画部長)

資料 1 に従いましてご説明します。東日本大震災への対応状況です。

まず、年金事務所等の被災状況ですが、機構職員本人については人的被害がありませんでした。被災があった年金事務所ですが、被災の程度はいろいろありますが、27 事務所で何らかの被災を受けていまして、順次復旧しました。ただし、一番被害が大きかった石巻年金事務所につきましては、津波によって 1 階の部分が浸水しました。それで復旧に時間が掛かりましたが、石巻年金事務所は 3 月 29 日から当面は書類の受付のみの業務になりますが業務を再開しまして、3 月 29 日に全ての年金事務所で業務を行っています。

その他、仙台にある第 3 コールセンター、仙台に 2 か所、水戸に 1 か所ある 3 か所の記録突合センターが震災の影響で一時的に閉鎖となりました。順次復旧し 4 月 8 日から全ての拠

点において作業を再開しています。第3コールセンターも28日より業務を再開しています。ただし、端末ブースの破損、あるいは交通事情による従業員の欠勤等により、フル稼働にはまだ至っていないという状況です。

続いて被災者に対する支援措置の実施状況です。まず一つ目として、無料の被災者専用のフリーダイヤルを4月11日より開始するよう今準備しています。年金に関する特例措置をはじめ、避難者の方からの年金相談に対応することとしています。

年金事務所の職員が被災地での出張相談を行うということで、実施にあたり社会保険労務士会にもご協力をお願いしています。また、自治体、労働部局と連携して避難所等への相談に取り組んでいるところでして、昨日より順次実施しています。年金に関する特例措置をはじめとした、被災者の方々が知りたいがっている情報についてポスター・チラシを作成し、避難所等に配布しています。

参考で、これまでに講じられました制度面での特例措置ですが、簡単にご説明します。厚生年金保険料等の納期限の延長、国民年金保険料の免除、被災で2分の1以上の損害を受けられた場合の本人からの申請に基づく国民年金保険料の全額免除、所得制限によって支給停止となっている方の障害基礎年金等の支給停止の解除について一定の条件を満たした場合の支給停止の解除の処理、現況届が返送されない場合通常は支給がストップされますが、それが未提出であっても未送達であっても8月の定期支払いまでは支払を継続する、このような特例措置を講じているところです。説明は以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。何か質問があればどうぞ。

(金田委員)

大震災の緊急の対応ということだと思いますので、そういう意味で要望をさせていただきたいと思っています。

国民年金保険料の免除の問題なのですが、これは当然今回の大震災によって家屋の半壊・全壊等の損害を受けた場合本人の申請によって免除すると、こういうことになっているわけですが、今回の津波の状況等々から判断しますと、本人の申請がなかなか難しい状況もある、あるいは地域がある程度特定できる部分もあるのではないかな、ということが考えられますので、被害が大きかった特定の地域に住所を有している方については、本人の申請がなくても免除するといった方策はないものかどうか検討いただきと思います。

また、年金保険料の免除の期間の問題、今この期間はどのくらいになっているのですか。

(片岡日本年金機構経営企画部長)

免除期間は7月から6月のサイクルになっていますので、まずは6月までということになっています。

（金田委員）

当然、相当長期に及ぶ可能性があるので、その期間も延長する必要があるというような判断もあると思いますので、その部分も延長する方向で検討いただきたいと思いますがいかがですか。即答はできないかもしれませんが。

（石井年金管理審議官）

この場で初めてお聞かせいただく要望ですので、後ほど詳細をお聞かせいただいて、年金局と年金機構で検討させていただくということでこの場はお願いしたいと思います。

（金田委員）

併せて要望しておきます。この先の状況は分かりませんが、原発事故の関係も問題の解消が相当先に伸びる可能性もあると思いますので、地震・津波の災害に止まらずに原発災害の関係についても検討いただければと思います。よろしくお願いします。

（磯村委員長）

ありがとうございました。なるべく早いうちにご検討のほどよろしくお願いします。他にどうぞ。

（梅村委員）

今のお話に付随したようなことなのですが、具体的にはこれから検討していただけると期待しているものの中に、学生の納付特例や若年者の納付特例について本人の所在等が確認できていない部分がかなりあると思います。時限的にどうということではなく、事務的には遡って受け付けるというようなことになるかと思いますが、納付猶予の申請がされているものとして、ある程度幅をもって弾力的に扱えるということは何らかの対策として早めに出していただきたいと思います。

もう一つ、障害年金あるいは遺族年金について、納付要件の中に「その日に納めていること」とあるのですが、時間的な問題や行方不明者の死亡推定の時間とかいろいろ出てくると思いますので、これについても今回については地域の問題あるいは人の問題いろいろ絡めて、具体的にすぐできるわけではないと思いますが緩やかな方向に進むよ、というような事を明らかにしていただいて、住民の皆さんや被災者の皆さんにそういうことに対するの安心感といったものを与えていただければと思います。

（磯村委員長）

何か今の点について、事務局の方からご説明ありますか。

(片岡日本年金機構経営企画部長)

今回の震災について、状況をよく把握してどんなことができるか検討したいと思います。

(梅村委員)

特に、障害年金のいわゆる診断書を出す場合に、恐らくボランティアの医師の方がカルテ無しでやっていらっしゃると思うのですが、そういったものを当然その日が初診日ということになると思いますので、扱いとしてある程度の範囲を緩めたような形で事務指導をお願いしたいと思います。

(磯村委員長)

今の答弁された片岡部長は、3月末の着任からまだ1週間未満でして・・・。

(梅村委員)

すぐというわけにはいかないと思いますがよろしくお願いします。

(片岡日本年金機構経営企画部長)

関係部門、年金局とも相談して早速検討したいと思います。

(磯村委員長)

他はよろしいですか。この他に震災関係でいうと、事業所自体が全喪ではないですが事実上全喪に近いものもあるでしょうし、行方不明者もいるでしょうし、だいた考えないといけないこともあるでしょうから、なるべく早め早めによりしくお願いします。

では続いて次の議事をお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

続きまして、年金機構でこれまで3つの工程表を策定していますが、それにつきまして年度の改定がありましたので、一つ一つご報告させていただきたいと思います。まず2-1ですが、年金記録問題への対応の実施計画の改訂ということで、機構の伊原記録問題対策部長からご説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

資料2-1をご覧くださいませでしょうか。工程表の改定ということで、昨年3月に年金機構の理事会で記録問題の工程表と定めましたが、ちょうど1年経ちましていろいろ事情も変わったところもありますので、去る3月25日に理事会で改定を行いました。そのご説明をさせていただきたいと思います。

2ページに工程表の改定のポイントというページがありますので、これで説明させてい

ただきたいと思います。改定の基本的考え方ですが初年度の工程表については、重点目標であった特別便等の社会保険庁時代からの処理が概ね期限どおり達成できました。今回の改定では、今後の重点課題である紙台帳とコンピュータ記録の突合せ、厚生年金基金記録との突合せ、ねんきんネットなどについて、具体的な取り組みや処理目標を盛り込んだところです。

主な取り組みとしては4つあります。1つは定期便・特別便関係です。年金機構が発足する以前と以降についてそれぞれ処理期限目標を定めて確認作業を行うということです。相当部分捌けてきましたが、今でも特別便を受け付けしておりまして、案件の処理を今年の9月ないしは12月までに終わると目標を立てております。

紙台帳とコンピュータ記録の突合せ関係については、来月、国民年金の突合せのサンプル調査の結果がまとまる予定です。このサンプル調査の結果も踏まえて、今年度・来年度以降の突合せ作業の全体像を整理していきたいと考えています。

3番目に厚生年金基金記録との突合せです。厚生年金基金記録は、特に東京や大阪などの大都市部で案件が多いですが、大都市部において集中的に作業を実施するために集約拠点を立ち上げて、処理を進めていこうと考えています。来年の10月末までに、厚生年金基金等から2次審査の依頼があったものについて、来年度末を目途に処理を行う目標を立てています。

4番目のねんきんネットです。これは2月からスタートしていますが、今年の秋を目途に見込額試算、保険料納付済額といった表示を行う機能追加を考えています。見込額試算については、50代の方を中心に多くの方に利用していただきたいと考えています。また、この利用者について来年度の定期便から、郵送からインターネットによる通知に切り替えていく準備を進めていきたいと考えています。併せて来年度以降、いわゆる5,000万件の未統合記録について、ねんきんネットから曖昧検索で検索できるようなシステム開発を進めていこうという工程表になっています。

3ページ、4ページがこれをスケジュールとして見える形にしたものです。6ページ以降が実際の工程表です。7ページの一番下のところですが、実はこの工程表は去年の年末くらいから作業してきまして、地方の事務所の意見なども聞いて取りまとめたのですが、3月11日に震災がありました。正直申し上げて、この工程表には震災への対応を盛り込んでいませんでした。ところが、先ほど片岡部長がご説明したとおり、機構にも直接的な被害がありましたし、今、東北地方のことを考えると、そこの方々の復興のために年金機構からも多くの人手を出して、東北地方への対応が必要だと考えています。そうした対応をするとすると、やはり記録問題を含めてそちらに人手を割いていかなければいけないと考えていまして、その場合にはこの工程表に書かれている項目が遅延していくという可能性はあると思っています。優先順位からすると、やむを得ないと考えています。

もう一つ、26ページです。3か月に一度程度公表している、いわゆる5,000万件の解明状況の直近の数字が載っています。これは、先月の段階で5,000万件の記録がどのような

状況にあるかということです。平成 18 年 6 月段階で 5,095 万件であった未統合記録のうち、1,563 万件が統合されています。人数ベースですと 1,239 万人という状況です。特に問題となるのが、今後さらに解明を進める記録が 976 万件という状況になっています。以上です。

(磯村委員長)

記録問題の工程表について何かご意見やご質問ございますか。

では私から。説明者から大震災の関係はここに入っていなかったとお話がありまして、多少色々な計画が遅れる可能性もあると言及していましたが、拝見してみると震災だけではなく紙台帳とコンピュータ記録の突合せにしても、あるいは前回話題になりました不整合 3 号記録問題の是正一つを取り上げても、何かこういった作業が今年の秋から来年の春にかけて団子のように集中して出てくるような感じがします。

そうすると、実施部隊である日本年金機構の人手は相当逼迫してくることが推測されるのですが、人手が震災も含めて大幅に逼迫するような状況下で、あまりこのスケジュールに拘り過ぎると、拙速といった言葉が悪いのですが、ミスを招いたり手戻りを招いたりということにもなりかねませんし、特にミスは絶対に禁物ですので、正確な訂正作業を担保するためには、この人手が逼迫している状況を見ながら、場合によっては時期をずらすとか、あるいは費用対効果で効果が低いと見られる工程を効率化するというようなことも検討すべきではないかと思われます。

先ほども、5 月にサンプル調査の結果を見て、というお話もありましたけれども、そういったことも含めて機構と厚労省でよく打合せをして、できたら 6 月前後の回復委員会に今まで準備してきた工程について、場合によってはこうする、ということも含めて披露していただけるとありがたいと思うのですが、委員の皆様いかがでしょう。

よろしいでしょうか。そのような感じがしておりますので、是非この回復委員会に順次出していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

他に。はいどうぞ。

(斎藤委員)

工程表に直接関係することではないのですが、このような震災や大きな危機があったとき、危機管理の体制がどうなっているのか伺えたらと思います。年金というのはライフラインになっていると思うのです。それを危機的な状況に陥ったときにどういう対応をするのか、そのようなマニュアルが出来ているのかどうか、今回は想定外のもっと大きな災害であったのでマニュアルどおりというのは難しいとは思いますが、どういう対応をしているのか伺ってよろしいでしょうか。

(磯村委員長)

もしお答えいただけるのなら。

(薄井日本年金機構副理事長)

今回の震災は、私どもの想定を超えるような災害でした。私どもとしては、現地の状況の情報がなかなか入らない中で、事務所等がどう動いているかということをつまえながら、本部としても出来るだけ情報を収集しながら動くことを第一にやらせていただきました。

3月11日でしたので、3月15日には随時払いの年金の支払いがあります。これについては既に日銀に元データを渡してありましたので、これはきちんとお支払いできるとの確認をさせていただきました。今回は本部が特に大きな被害を受けていませんので、4月15日に支払いがありますが、それに向けて主要な作業を進めていまして、15日には予定どおりお支払いができるという段取りになっています。

今回はそういうことでしたが、いざ例えば本部の機能でそういった元データを作る所が駄目になったときにどういう対応ができるのか、いわゆるBCPというものでまだ完成したものではありませんが、機構の中で検討し、更にブラッシュアップしていきたいと考えています。

(磯村委員長)

よろしいですか。もうちょっと何か・・・。

(斎藤委員)

ということは現在、マニュアルとかそのようなものは用意していないということですか。

(薄井日本年金機構副理事長)

マニュアルという形かどうかは別ですが、例えばいわゆるそのような所がダウンした時に日常の元のテープがありますので、高井戸の庁舎が壊れたときには三鷹の庁舎の機械を使って元のデータを走らせるというような手順書は整理してあります。

これは、まだまだ完成形ではありませんので、その辺も含め、更に詰めていきたいと考えています。

(磯村委員長)

よろしいですか。危機管理というと、震災だけではなく例えばテロなども含めたものが本当は必要なのでしょうね。特に機構の場合はバックアップセンターがありませんし、そういったことを諸々考えると、独占事業体としてはまだまだ非常に覚束ない限りだと思いますが、とりあえず今日のところはこのくらいにしておきましょうか。

他に記録問題の工程表はよろしいでしょうか。続いて業務改善工程表です。

(榎本年金記録回復室長)

続きまして、資料２－２業務改善工程表につきまして機構の松田審議役よりご説明します。

（松田日本年金機構審議役）

それでは業務改善工程表、資料２－２をご覧くださいと思います。

昨年７月に制定して、制定時には記録回復委員会にもご説明していますが、今般新年度を迎えるにあたり３月末に改定しています。

簡単に位置付け等についてご説明します。おさらいになりますが、地方あるいは現場からいろいろ業務改善についての意見・要望等出てきていますが、機構として取り組むべき課題・事項を整理しています。具体的には取り組みの方針・スケジュールを整理しています。これについては、機構として業務改善の諸課題について共有することと、これを使ってきちんと進捗管理をするということで活用しているところです。昨年７月に制定してその後概ね３か月に一度くらい改定してきていまして、これまで１０月、１月、それから今回改定しています。

今回は１月末に改定していますので大きく変更していませんが、１項目新しい事項を追加しています。具体的には、１３ページにあります１５～１６という項目です。サービス・業務改善コンテストを昨年１２月に実施しています。このコンテストに応募があった事例について全国展開に向けて検討することについて、今回新規事項として追加しています。

その他については、実施状況等について直近の情報を入れて整理したものです。現在の工程表ですが、課題については全体で１２１事項になっています。記録回復委員会でもご議論いただいて重点事項を明示して下さいというご意見がありましたので、２回目の改定以降重点事項を示していますが、現在１３項目を重点事項として整理しています。

現在の進捗状況ですが、若干予定していたスケジュールが遅れているものがないわけではないですが、概ね計画どおり進捗していると思っています。いずれにしても、今後この工程表に整理しているものについては、必要な事項については追加することもあります、きちんとこれに則して進捗管理していきたいと考えています。以上です。

（磯村委員長）

ありがとうございました。この業務改善工程表について何かございますか。

（梅村委員）

１６ページの１７～１９「年金給付システムの災害対策」とあり２３年度にシステム開発予定となっていますが、今回の災害等の規模から当然入れてもらえると思いますがどうか。

（古元日本年金機構システム統括部長）

年金給付システムの災害対策というのは、先ほど副理事長からも触れていただいたのですが、例えば年金の定期支払において大変多くの方に支払をしています。高井戸のシステムが被災をしたという時には、三鷹庁舎の方にバックアップのシステムがありますので、そこに必要なデータは常に送っています。次回の支払に必要なデータというのはそこに常駐していますので、そのような場合には機械を動かして暫定的な支払をするという仕組みを設けています。昨年までの暫定の支払は、本当に仮払いの性格が強かったのですが今年見直しをして、4月から稼動するのですが、例えば住所変更や死亡届などかなり直近の諸変更データを取り込んだ形で、実際の支払に近い金額を計算でき支払ができる体制は取っています。その出来上がったテープを日銀に持って行けば、ほぼ前回と同程度の年金給付が可能な体制は取っています。

(磯村委員長)

よろしいですか。他にございませんか。

では、引き続いて次の工程表をお願いします。

(榎本年金記録回復室長)

続きまして、システムの再構築工程表、資料2-3です。これについて機構の古元システム統括部長よりご説明します。

(古元日本年金機構システム統括部長)

システム統括部の古元です。よろしくお願いします。

システム再構築工程表については、昨年の11月18日に制定しまして、今回はその後の他の年金記録問題や業務改善工程表の進捗と同期をとり見直しを行いました。併せて平成23年の実施に向けた項目も取り込み変更をしています。

1ページに概要ということで要点をまとめています。主な進捗の事項としては、平成23年度におけるハードウェアの更改、これは機器の耐用年数が到来したものとありますし、あるいは台数を削減することによって効率化できる集約化について取り込んでいます。

(1)としては基礎年金番号システムのメインフレーム、これは三鷹のシステムですが、記録管理システムのオンライン系の周辺機器、これについては半導体の記憶装置であるとか仮想MTL装置を更改する予定です。基礎年金番号システムのメインフレームは、紙台帳の突合せやねんきんネットなどの新しい事業に対応するように、23年度において能力不足にならないように能力の向上を行い、半導体の記憶装置については、単純に容量を上げて台数を絞ることによって経費の削減を図るもの、仮想MTLはCMTという磁気テープを使っているのですが、これの生産がなくなるので仮想MTLのディスク装置に切り替えます。

(2)の年金給付システムの開発用ディスク装置の更改、仮想MTL装置の導入です。

開発用ディスク装置の更改は経費削減のために集約化をするもの、仮想MTLはCMT廃止に伴うものです。

マルの二つ目、年金事務所、事務センター等の端末機器の更改です。これは現在5次端末と呼ばれている窓口装置の機器の耐用年数が到来しますので6次端末に更改し、それに伴い機器を汎用化しどこのメーカーでも参入しやすいように、入札の条件を揃えます。通信方式の見直しは、昭和62年から使っている通信方式を今でも使っているので、一般化を図ります。昨年の9月にシステム部門内に、これに統合するためのプロジェクトチームを設置しています。6次端末というのは平成25年1月に向けての作業を既に始めています。現在窓口装置や機構のパソコンを含めるとトータルで5万台稼動していますので、それらの事務処理が集中したときの負荷を考えて、CPUなどの更改も行います。今回端末を更改することにより画面表示の見やすさや操作性の軽減を盛り込むことにしています。

最後に日本年金機構のシステムの管理体制ですが、次期中期計画に向けて機構自らがマネジメント、開発、運用、保守を行う力を身につけたい、システムの内製化を進めたいということで、管理体制についてガバナンス強化を図りました。これは4月1日付けで組織の改正を行っています。主な項目として、平成23年度には20名増員し、24年度に向けて引き続き増員の検討をしていきたいと考えています。(2)はシステム開発の経験がある職員をシステム部門に登用し、内製化に向けて育てていきたい、(3)はシステム要員の人材育成研修の実施、IT関連資格の取得促進、これも非常に力を入れていて昨年も10数名は資格を取ったところです。

次のページ以降については12ページまでとんでいただいて、先ほどシステム部門の組織再編のところで触れましたが、組織再編の主なポイントとしては、システム統括部の機能を高める戦略、管理、人材育成の三つの観点からグループを編成し強化を図ります。マルの2つ目は、システム企画部とシステム開発部の部署をまたがる作業については、システム企画部門と開発部門を統合して、システム開発にかかる一連の作業の効率性を図るということです。マルの3つ目は、事業部門に対するシステム化の支援体制です。実際に事業部門に対してシステム化をどのように進めていくか、よく相談窓口がないというご指摘がありますので、そこについてはシステム統括を始め、対応していきたいということです。

最後のページは、旧システム部門の体制から4月1日に改正した新システム部門の体制を示しています。簡単ですが以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。システム工程表について何かご質問ありますでしょうか。
では、3つの工程表について全体として何か委員の皆様から・・・どうぞ。

(三木委員)

システム再構築工程表と業務改善工程表、プロジェクトによっては表裏一体になってい

たりするものであると思いますが、例えば、今システム再構築工程表の３ページにあるような、磁気媒体届書作成プログラムにより作成された届書の提出媒体拡大や、市町村・事業所から出される電子化の推進のようなことは、業務改善工程表でいうとどれにあたり、実務的にはどのように進めているのか教えていただきたいのですが。

（松田日本年金機構審議役）

磁気媒体の届書作成プログラムの関係ですが、業務改善工程表の６ページの８－１、８－２の関係です。具体的には本部内にプロジェクトチームを作っていて、磁気届書作成プログラムは媒体の拡大ということです。市町村の関係については７ページ８－３、市町村からの磁気媒体化、届書の磁気媒体化の項目について、具体的に業務改善工程表の中に入れてあります。ここにスケジュールを書いています、届書の提出媒体の拡大については、今年度にシステム開発をする予定になっています。もう一点、８－３市町村の届書の磁気媒体化については、現在市町村における実態把握をしたところです。これを踏まえて年金局と相談しながら総務省とも調整する必要があります。このスケジュールではシステム開発の予定が２３年度の下期から入っていますが、予算措置の関係もあるので、概算要求前までに年金局とも相談しながら総務省とも調整をするという段取りで考えて進めているところです。

業務改善工程表の中ではそのように整理をしてプロジェクトチームを作っています。４月からは品質管理部の中で具体的にスキームに則り取り組みを進めているところです。

（三木委員）

ご説明いただいて安心したのですが、業務改善工程表では比較的スケジュールがきちっと入っていて、例えば８－１の届書の提出媒体の拡大、システム開発が２３年に始まって下期には終わるということになっていると思うのですが、システム再構築工程表だと３ページ、例えば実施スケジュールの大枠の中に入っていて２４年度中ということも２３年度中ということも入っていないくて、４ページ目を見ると、２４年度からの稼働を目指すものは２４年度と入っているのだとすると、これではあたかも２５年度ぐらいになってしまうかのような認識になってしまいます。業務改善工程表とシステム再構築工程表は表裏一体のものではなく、期限についてもきちっと整合性があるように是非作っていただけたらと思います。

（古元日本年金機構システム統括部長）

次回の時には、実施時期まで入れて整理したいと思います。実際の開発は先ほど松田審議役が説明したとおり、事業の検討の段階から我々システム部門も参加していて同じプロジェクトの中で進めていますので、基本的に全体の工程は業務改善工程表の方を参考いた

だければと思います。

(磯村委員長)

よろしいですか。3つの工程表についての審議はこれで終わりたいと思います。続いて次の議事に入りたいと思います。

(榎本年金記録回復室長)

続いて資料3-1、3-2です。年金記録に係るコンピュータ記録と紙台帳等の突合せについて機構の伊原記録問題対策部長よりご説明します。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

資料3-1、3-2に基づいて説明します。いわゆる紙コン事業の実績については、2か月に一度程度公表していくと工程表にも書かれています。前回2月に昨年12月末の結果を発表しましたが、今日は2月末の結果について説明したいと思います。

3-1の1ページです。合計の欄をご覧ください。2月末の段階で470万人くらいの方が審査開始の対象となりました。そのうち審査が終了したのが100万人です。審査の終了というのは職員の審査まで終わったものですが、受託事業者で終了したものは2,006,739人という状況です。そのうち紙台帳とコンピュータ記録の間に齟齬がなく一致したものが1,908,500人、職員まで終わったものが104万人、不一致となったものが受託事業者段階で2万1千人、職員ベースだと2,808人という状況です。

記録回復見込額については、1,255人について増額の見込みが出ています。ご本人に通知を発送した件数1,157件と記録判明のケース113件、合わせて1,270件が送付対象となっています。これが前回と比べてどういう進捗であったかというのが2ページです。

12月末までは小規模の体制でしたが、1月の初旬から18,000人体制になり生産量が伸びています。例えば審査終了件数でみると、12月末は13万人くらいであったのが2月末104万件くらい、受託事業者ベースでみると24万人から200万人を超えているという状況です。ちなみに、括弧のところはバーコードシステムで把握していますので、直近のデータを取ることができます。3月22日の週で見ると終了数が410万人を超えていて、件数で見ると随分進捗が進んできています。

業務運営について細かく説明します。3ページです。今回の突合せは大きく分けて4つのプロセスになります。一つは受付で、一人一人の審査対象となる紙台帳を打ち出す作業です。1次審査は形式的に一致しているかどうかをチェックする作業、2次審査は1次審査で形式的な不一致があったところについて、実質的にその不一致が合理的なものかそうではないのか判断する過程、最後にそれを職員が確認し通知を送るという過程になっています。

受付については順調に進んでいます。1次審査については、2月の公表時に滞留が起こ

っていると説明しましたが、現段階では、受託事業者において滞留の解消が進み、概ね順調に進んでいます。それが先ほど説明した、一致件数の審査終了件数が増えているという結果になっています。

本年2月にスタートした国民年金記録も、全国1,800市町村、旧市町村ベースでいうと3千数百ありますが、それぞれ紙台帳の記載方法が違うので、果たして上手くいくのかと心配していたのですが、今のところ比較的順調に作業が進んでいます。

しかしながら、受託事業者の調子が良くなってくると、それを確認する機構側への納品が非常に増え、機構の職員の確認作業に滞留が生じています。先ほどの2ページだと受託事業者が200万人終わっているのに対して、機構職員まで完了しているのが100万人というように、100万の差がついています。これは対策のところをご覧いただきたいのですが、受託事業者のスタッフの能力が向上してきて処理が進んだためですが、一方では受託事業者のスタッフの能力には心配があったので全件確認を行っていました。今はこれを抜き取り検査へと進めています。これにより職員側の滞留を減らしていくということです。1次審査の作業が進んでくると2次審査の方に滞留が生じてきます。受託事業者も1次審査は進むのですが、2次審査の方は処理体制が追いついていなくて、滞留が生じています。

もう一つ大震災の影響で、仙台の2つの拠点と水戸の拠点が閉鎖になりました。他の8拠点も計画停電等で作業をできない日が多数発生して、特に2次審査に大きなダメージを受けました。3月に入り2次審査もぐんぐん伸びてきていたのですが、3月11日の震災で足踏み状態となっています。幸いにして、仙台第1拠点は4月1日、第2拠点は3月28日、水戸拠点は4月4日に再開しました。まだ本格稼働ではありませんが徐々に回復していくと思います。対策としては1次審査の調子が良くなってきたので、1次審査の要員を2次審査にシフトして2次審査の生産処理を高めようと考えています。

(4) 通知作成・発送ですが、2次審査で滞留が発生して生産物が少なかったことと、機構職員も急増する1次審査の納品チェックに追われたために、通知の作成に向けた最終審査に力を割けなかったことがあり、2月末の段階で通知発送件数は1,300件くらいに留まっています。これについては、3月は件数が伸びてきていますがまだまだですので、4月に入って受託事業者の2次審査の体制を強化し、まず機構職員も抜き取り検査に移行することでスタッフを確保して最終審査の要員を増やし、お客様の記録に不一致があった記録訂正が必要な案件について、お知らせをしていきたいと考えています。以上が進捗状況です。

国民年金のサンプル調査を実施していますが、この作業をしている中で課題が生じました。一つは、紙台帳とコンピュータ記録の突合せについて委員会でご議論いただいた実施要領に基づいて運用していますが、その改正が必要と思われる項目がありましたので説明します。

8ページの枠で囲んでいるところをご覧下さい。アスタリスクが付いているところはオンライン記録上、未納という扱いになっている印で、48年からは保険料納付があるという

記録です。それに対し、7ページの市町村の紙台帳の記録だと、昭和36年から53年までずっと「12」というように全部納付となっています。54年から各月にマル納という表示が入っています。市町村の記録というのは、53年の9月に他の市から転居してきた人の記録で、実際に市が保険料を集めているのは53年からの記録です。それより前の記録は、恐らく他市から電話などで聴いて書いたものだと思います。当時はコピー機もないので、前の市町村から紙でやり取りするということがなく、電話でやり取りをしていたようなのですが、それを転記したものではないかと思われます。9ページにこの方の払出簿があります。払出簿を見ると、払出日が昭和48年6月くらいではないかということが推察されます。この方の記録は払出日だけが書いてなく、この方の直前の人の記録が昭和48年5月31日となっています。保険料の納付というのは払出日から遡っても2年間です。従って、昭和47年以前までは払出簿を見る限り、納付はあり得ないだろうと推察できます。このように、払出簿やオンライン記録と市町村の記録に、齟齬がある場合にどうしたら良いだろうかということで整理したものです。

一つ考えられるのは特例納付で、2年間遡るのではなく、過去の全ての期間をまとめて払えるということが過去に3回可能でしたので、その可能性もあるということで特殊台帳も調べましたが、この方は特殊台帳がありませんでした。特別便も調べましたが、この方は特別便では問題なしとご回答をされていました。特殊台帳での特例納付の可能性も低いということからすると、恐らく53年に市町村の紙台帳を作り前の市町村に確認したときに加入日と納付日を間違え、加入日を納付があるものとして書き込んだ可能性が高いだろうと思われます。

このような記録に対して補正をしてしまうのは問題があるのではないかとということで、5ページの対応案をご覧くださいなのですが、国民年金払出簿で払出日を確認し、払出日がある年度より前に納付記録がある場合の取扱いについては、マル1とマル2の両方の要件を満たす場合を除いて補正をしないとしたらどうかということです。

補正をする可能性がある場合というのは、過年度納付が可能な時期に居住していた市町村に紙台帳の納付記録がある場合であって、且つ、過年度納付が可能な期間内のみの納付記録である場合です。過去2年間遡ったところまでの納付記録がある場合は、可能性が高いということでご本人に通知をしたらどうかと思っています。今回のように、2年を超えて最初に遡ったケースについては、補正をするのは問題があるのではないかと考えています。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。今のサンプル調査の課題も含めて何かございますか。

(三木委員)

3点あります。まず1ページ目ですが、100万人見て1,255人が増額になるということで

すから、費用対効果でいえば0.1パーセント強が発見率だと思います。そういう意味では、その後どれくらい生きられるかということに依存しますが、数十万円に対し1件あたりの処理コストがいくらなのかにも依存しますが、どういう費用対効果として考えれば良いかということです。それに付け加えて、国年であればこのような金額なのかもしれませんが、厚年であればもっと増える人がいるかもしれないということで、費用対効果についてもその属性に応じてある場合とない場合というようなものもあるのではないかとということで、費用対効果についてどう考えるかということです。

2点目は、処理件数が伸びてきているということは非常に良いことだと思いますが、その一方で抜き取り検査に移行することで、品質管理がいかだらうかと。このような作業をした結果、また間違いが起きてはいけないということだと思いますので、品質管理についてきちんとされているかどうか。

3点目は、毎回、特別便の処理や様々な困難案件の処理は職員がやるのですが、必ず残ってしまうということで、職員がやる困難案件をどのようにこなしていく見通しがあるのかということをお聞きしたいです。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

難しい質問ですが、費用対効果については5月に国民年金のサンプル調査の結果をまとめたいと思っています。そこで国年も厚年も全て揃うので、この事業全体の費用対効果についてご議論いただきたいと思っています。その時には受給者・加入者だけではなく制度別の費用対効果も出して、回復委員会でも今後のこの事業のあり方についてご議論いただきたいと考えています。今、三木委員からご指摘いただいた100万件に対して1,255人ということについてはややミスリードがあります。先ほど申し上げたとおり、今回の作業は3ページにあるように1次審査と2次審査です。作業としては1次審査の結果が先にどんどん出てきて、2次審査の結果は後回しになっています。どうしても作業のプロセスからやむを得ないところもありますし、受託事業者も1次審査は形式的なチェックだけで済むので比較的取り組みやすく、2次審査は実質的に一致しているかどうかの確認ですので、ある程度受託事業者の中でも経験のある方や知識のある方をまわす必要があります。その養成も兼ねて今は1次審査を一生懸命やるという状況があるので、1,255件はあくまでも過渡期であるのご理解いただきたいと思います。

処理スピードが早まる中で品質をどう確保するかについては、我々も三木委員と同様に課題だと思っています。2ページをご覧くださいと、12月末から2月にかけて8倍から9倍のスピードで伸びてきています。3月も週に数十万件単位で生産されています。この事業の命はスピードよりもむしろ正確性をきちんと確保し、品質を確保することなので、通常の抜き取り検査だけではなく、2月末から特定日というものを設け、抜き打ちでその日の昼間に納品された案件を管理者単位で全部チェックする、ということを月に3回ほど実施しています。通常の抜き取り検査ではなく抜き打ち検査を行いそのデータを取り、

ミスの数字が高ければ品質管理の手法をやり直してもらうということを講じています。色々な形で、品質管理についてはやれることをやっていかなければならないと思っています。

最後に、一番頭が痛いのは職員確認の問題です。受託事業者のスタッフ全体で 17,000 人強ですが、それに対して、日本年金機構の職員は 700 人でこの事業を運営しています。受託事業者が生産したものを 700 人で確認し、通知を作っていくことになります。確認する作業については、様々な抜き取り検査や抜き打ち検査をすることで確保できると思っていますし、実際に最近は誤審率も低下してきています。問題は、最後に不一致になったものを本当にお客様にお送りしてよいかどうかという検査ですが、一からもう一度、1 件 1 件通知を送る前に確認しなければいけません。この作業は相当人手を要すると考えています。今は 700 人体制ですが、来年度は増員を考えているところです。しかし他方で、震災対応で年金機構の職員を東北地方の応援に出す必要があり、増員できるかどうかかわからない状況が生じています。震災対策も考えながらもう少し効率的な処理ができるかどうかよく考えたいと思っています。以上です。

（廣瀬委員）

1 ページの進捗状況ですが、年齢の高いほうから消化しているので、そちらにボリュームが多く件数が出ているというのは当然なのですが、全体で何パーセントくらい消化したかということは、この表からは判らないのでしょうか。

（伊原日本年金機構記録問題対策部長）

基本的には、現役の方にはサンプル調査しか実施していないのでむしろ受給者で見ていただきたいのですが、受給者で紐付けられたのは 3,200 万人です。2 月末で見ると、このうち 200 万人が終わっていると見ていただければと思います。3,200 万人の受給者が突合せ対象で、2 月末時点では、受託事業者で 200 万人審査終了しており、職員審査ベースでは 100 万人終わっているということです。3 月末になるとかなり進んでいると思います。

（廣瀬委員）

65 歳以上で 200 と 200 を足して 400 万人になるということではないのですか。

（伊原日本年金機構記録問題対策部長）

400 万人というのは審査開始件数です。審査をスタートしたのが、65 歳以上 75 歳未満が 200 万人、75 歳以上が 200 万人です。今申し上げたのは審査終了件数です。

（磯村委員長）

他によろしいですか。では、私から一つよろしいですか。

2 ページの進捗の推移の表の見方ですが、12 月末の審査開始件数 169 万件が 23 年 2 月末では 469 万件ということは、2 か月の純増は約 300 万件と見てよろしいですか。この 2 か月で 300 万件というのは、まだ巡航速度ではないですよ。熟練度やその他から見て、だいたいいつ頃になれば巡航速度になりそうですか。

（伊原日本年金機構記録問題対策部長）

あまりいい加減なことは言えませんが、1 次審査については早晩、巡航速度になると思っています。先ほど申し上げたとおり、不一致があったものの 2 次審査については、1 次審査をすると 2 割から 3 割が不一致になりますが、それを巡航速度にできる時期については今作業中なので、何月という確定的なことは申し上げられません。

（磯村委員長）

対象件数は 6 億件と考えてよろしいですね。

（伊原日本年金機構記録問題対策部長）

6 億件は紙台帳の枚数なので、人数ベースですと受給者は 3,200 万人、加入者は 4,000 万を超えます。

（磯村委員長）

合計で 7,000 万ちょっとになるわけですね。

（伊原日本年金機構記録問題対策部長）

8,000 万です。

（磯村委員長）

8,000 万と 6 億件の突合せの消化率で考えると、現状は何パーセントになるのですか。

（伊原日本年金機構記録問題対策部長）

分母を 8,000 万にして分子を 200 万とか 100 万にすれば消化率になります。

（磯村委員長）

ここ 2、3 年かけて作業をするわけですが、今の位置は消化率何パーセントだよというのは、何か一つの目安として分かるようなものがほしいと、さっきの廣瀬委員のお話もそのようなことだと思いますが。

（伊原日本年金機構記録問題対策部長）

分かりました。今手元にはないので、5月のサンプル調査の結果を発表するときに、例えば22年度の実績というような形で整理してみたいと思います。

(磯村委員長)

よろしくお願いします。国年のサンプル調査の方の、払出簿を活用した記録補正の要否の確認についてはいかがですか。特にご異議はございませんか。それでは、このような方向性で検討いただくということでいかがでしょうか。

(伊原日本年金機構記録問題対策部長)

資料3-2は、国民年金のサンプル調査のことを踏まえた基準を見直した場合に実施要領も改正したいと考えていまして、13ページマル5の下線の部分が該当するところです。ご了承いただいたことを前提に、実施要領だけを改正したいと思います。

(磯村委員長)

委員の皆さん、併せてこの部分もよろしいですか。ではこんな方向でお願いします。ちょうど副大臣がお見えになりましたが、続いて次の議事お願いします。

(榎本年金記録回復室長)

続きまして資料4、年金額回復の具体的事例の記録回復状況です。これまで毎週公表している上位事例を集計したものについてご報告します。機構の海老原年金給付部長よりご説明します。

(海老原日本年金機構年金給付部長)

資料4に基づきまして、年金記録の回復額の具体的事例についてご報告します。この週次報告については、昨年の4月2日から毎週金曜日に原則公表させていただいています。毎週、年金額の高い上位10事例の記録の所在、あるいはその判明した記録の状態について状況を報告します。

記録の所在ということで、オンライン記録上にあったのか、マイクロフィルムや紙台帳という形で記録が判明したのかという部分です。オンライン記録には約6割弱、マイクロフィルムには4割強ということで、全体の99.9パーセントの記録が存在したということです。

記録の状態については、転職などによる複数の手帳保有者ということで、基礎年金番号に統合されていない年金番号で管理されていたもの、当時の旧姓で記録が管理されていたもの、その他読み仮名も含む氏名の相違、生年月日の相違ということで全体の約97パーセントがこの4つです。

その他25件あります。下にアスタリスクで記載していますが、加入期間の相違あるいは

報酬の相違、また第三者委員会のあっせんによる記録の回復という部分です。500 事例あったわけですが、そのうち判明した基礎年金番号に統合されていない年金手帳の番号が 888 件というところ です。

次に一番下の参考 1 です。この 500 事例のうち、記録の判明により初めて受給権が発生した、即ち無年金者から年金受給者になった方が 32 事例ありました。

次のページ、参考 2 です。この 500 事例の平均増加額です。増加額については、まず回復した年額を試算します。そこに 65 歳以降の平均余命を、男性の場合だと 18.88 歳、女性の場合だと 23.97 歳を足し、男性であれば 83.88 歳、女性であれば 88.97 歳までの受給開始からの期間を単純に機械的に計算した平均額が 1,553 万円という数字です。先ほど参考 1 で説明しましたが、初めて年金の受給権が発生した 32 事例について、同じような形で平均を取った場合は、1,573 万円となります。

参考 3 です。週次報告の公表は昨年の 4 月からですが、それ以前の平成 20 年 5 月から年金記録回復の額の統計を取っています。その累計については、これまで年金が回復した件数として 129 万件、額としては年額ベースですが 672 億円という状況です。

4 ページから 6 ページ、別紙 1 から 3 です。別紙 1 については、500 事例の所在と記録の状態です。先ほども申し上げましたが、オンライン記録上に約 6 割弱、マイクロフィルム上に 4 割強の記録がありました。それぞれの縦軸が記録の状態です。

別紙 2 については、初めて年金の受給権が発生した 32 事例について、何を契機として記録が見つかったのかというものです。それぞれ、特別便の名寄せ便、全員便、黄色便、グレー便、受給者便、第三者委員会のあっせん、その他一般的な相談という分類になっています。

最後のページ、500 事例の年金の分布です。先ほどの 1,553 万円が 500 事例の平均です。ピークが 1,400 万円台で 82 件あります。一番少ない額が 200 万円、最高が 3,270 万円、これが 500 事例の分布の状況です。

2 ページの今後の留意点です。今回の 500 事例を踏まえて、記録がどんな状態にあったのかというところで、全体の 97 パーセントを占める転職などによる複数手帳保有、旧姓名、氏名・振り仮名の相違、生年月日の相違等の部分が大多数を占めています。機構としても、今後新規に年金を請求していただく時点において、まずこのような事項についてご本人に確認することを改めて徹底していき、漏れのない正確な記録で年金額を決定していきたいと思 います。また、ご本人よりその時点で記録に漏れがあるという申し出を受けた際には、ご本人からいただいた各種情報に基づいて、オンライン記録のみならずマイクロ記録双方を丁寧に確認することが必要だと考えています。以上です。

(磯村委員長)

ありがとうございました。事務局から説明がなかったので私から付け加えますと、このような集計はオンラインでは出来ないのです。手作業でやってもらったので、僅か 500 件

しかないのです。先ほどお話がありましたように、20 年 5 月から 129 万件の記録が回復しています。本当は 129 万件全部についてこのような調査ができると一番良いのですが、システムで継続的な調査ができるようになっていませんので、この期間に限り且つ上位 10 事例の 50 週分 500 事例に限り、手作業でやってもらったのがこの結果です。

他にこのような調査がないものですから、今後呼び掛けをする際にこの 3 つの点をよくご覧下さい、と言って呼び掛けをする材料に使えるのではないかなと思います、今日は特に報告いただいたわけです。

本件について、何かご意見やご質問がございましたら是非どうぞ。

(三木委員)

5 ページの新規の受給権発生事例 32 件の場合だと思いますが、85 パーセント弱くらいの人はいかなる便で判って送った結果、記録が判明したということだと思います。何か手掛かりがあって、例えば読み替えを系統的にやった結果として便が出ているのだと思うのですが、そうではなく一般相談で見つかるものが 15 パーセントあるというのは、例えば氏名相違で言えば、全く別名の事例のようにこちらで把握しようのないものだとするならば、今後気をつけるのは難しいと思うのですが、一般案件で見つかったものはどういう案件なのでしょう。

(海老原日本年金機構年金給付部長)

一般相談としていますが、一番多いケースはねんきん特別便の全員便ではご本人からは間違いないということで回答をいただいていたのですが、そのご本人が死亡し奥様が遺族年金の請求をした際に、奥様が改めて記録を確認し、その中で奥様の旧姓などの情報を入れて記録を調べたところ旧姓当時の記録が見つかった、というのが 13 件の状況です。契機としては特別便等ではないですが、遺族年金などの請求を契機に判明したというのが、この 13 件のほとんどです。

(磯村委員長)

他にはよろしいでしょうか。

これは引き続き、次の 50 週もやるのですか。

(海老原日本年金機構年金給付部長)

基本的にこの公表につきましては、昨年 2 月の回復委員会で、昨年の 4 月以降公表していくと報告させていただいて公表しています。引き続き公表していくと考えています。

(磯村委員長)

手間は大丈夫ですか。

(海老原日本年金機構年金給付部長)

現場の事務所や事務センターでピックアップした10事例を毎週調べてくださいと依頼し、相談申出や年金の裁定請求、再裁定の請求の関係書類を見つけ、あるいは相談を担当した時の聴き取りをしています。先ほどの震災関係もあり負担は掛かるとは思いますが、当然公表を続けるということであれば、私どもはやっていかなくてはならないと考えています。

(磯村委員長)

では、無理のない範囲でよろしくお願いします。

何か他にございますか。

(榎本年金記録回復室長)

お手元に席上のみ配布とさせていただいたものがございます。先生方にもメールでお送りさせていただいたところですが、プレスリリース資料の4月1日付で投げ込んだものです。

これまでこの委員会で、3月31日にも大臣案に対する意見書を取りまとめていただいたところですが、今度は大臣の方で検討する一つの場として、第3号被保険者不整合記録問題対策特別部会というものを社会保障審議会の下に新たに設置することとしまして、こちらにおいて今後議論を進めていくという形になっております。今日、大臣にもご出席いただいてご挨拶をいただいたところですが、大臣からは今月中に部会としての案を取りまとめていただきたい、また今国会に法案を提出したいとお話があったところです。この場において私から、先般こちらの委員会で取りまとめていただいた意見書、総務省の年金業務監視委員会から出された意見書、そして大臣が3月8日に取りまとめた抜本改善策の方向性と論点について説明させていただき、先生方にご議論を始めていただいている状況です。

(磯村委員長)

事務局から報告がありました特別部会の件について、何かご質問やその他ありますか。

それでは予定していた議事はこれで終了しました。次回は5月10日火曜日です。それまでの間に粗ごなしの実務検討会を2回ほど予定したいと思っています。日程は追って事務局からご連絡します。

最後に、副大臣よろしいでしょうか。よろしくお願いします。

(大塚厚生労働副大臣)

遅参をしまして恐縮です。冒頭から出席させていただかず大変申し訳ありません。第24回年金記録回復委員会、委員の皆様におかれてはご多忙のところありがとうございます。

また、今事務局から最後にご報告をさせていただいたように、第3号被保険者不整合記録問題に関しては、当委員会のご助言等もございまして、おかげ様で3月8日に、今ご報告を申し上げたような対応についての基本的な考え方をまとめさせていただきました。また、その後当委員会の実務検討会のご議論の結果としての意見書を頂戴しましたので、それらを踏まえつつ、今事務局よりご報告させていただいた特別部会でさらに検討していただいて、国民の皆様にも少しでもご納得いただける解を見出していきたいと思っていますので、引き続き忌憚のないご指導をいただきたいと思います。

せっかくの機会ですので、5分くらいお時間をいただいております。私もこの会合に3回出席させていただき、既に第24回ということです。ここに、資料がありましたのでさきほど拝見したのですが、年金記録回復委員会という委員会の名前からしますと、まさしくここ数年来認識された年金記録を、どうやって正確な状態に是正をしていくかということについて営々のご議論いただいております。私なりに関心を持っているのは、24回ご議論を重ねていただいて、今後年金記録不整合問題を発生させないために、なぜこういう問題が生じたのか、そしてそのことを繰り返さないために、どのように今後日本年金機構の業務体制なり年金制度を改善していけばよいのかということについて、恐らくそれなりにこのディテールに亘る色々な議論の中から、本質というのが見えてきていたり、あるいは見えつつあるのではないかという気がしますし、またそれを期待しているところです。

今日も日本年金機構においでいただいているので率直に感想を伺いたいのですが、24回のこのような議論を踏まえた結果、制度問題については今後我々も議論しますが、日本年金機構の業務のあり方等に関して、このような問題が生じる遠因となったこと等について、これまでのご議論で感じていることや、その結果として取り組もうとしていることがあるならば、簡単に何某かヒントを聞かせていただけるとありがたいのですが、そういう時間として使わせていただいてよろしいですか。何の予告もしていませんでしたので、ざっくりばらんに感想を聞かせていただきたいと思います。

(薄井日本年金機構副理事長)

総括的なことをお答えできるかどうか分かりませんが、一つは記録問題が起きた後、総務省の年金記録問題検証委員会などのご指摘があったように、業務処理を優先でものごとを色々考えてきたというところがあると思います。つまり、被保険者や受給者の立場というよりも、業務の都合というものを意識しながら仕事を進めてきたということです。

もう一つは、色々なインフラというか基礎年金番号が平成9年に導入されたわけですが、その前は5,000万という数字に表れているように色々な形で記録されていて、先ほど話題に出たように旧姓の記録であるとか、あるいは転職の時の記録であるとか、それが接合できる状態に必ずしもなっていなかったということがあります。平成9年以降、基礎年金番号に統一されることにしたわけですが、それが全部追いかけていなかったというところ

ろがあらうかと思います。

その他にも色々な要因があると思っていますが、私どもの仕事の進め方の中で、その後この回復委員会でご議論いただいたことも踏まえて、特に事務処理誤りが未だにある程度の件数があります。このようなものを防ぐためにどのようにしたら良いのか、あるいは受付をしてから処理遅延があったりするので、そういうものが発生しないために入口から出口までどのようにフォローするか、そのようなことも一つ一つ取り組んでいかなければいけないと思っています。

今日も、副大臣がいらっしゃる前にご議論いただいた業務改善工程表やシステムの工程表を作っていますが、このようなことをきちんとやっていくことにより、今後の業務処理の円滑化や正確性ということについて努力していく必要があると考えています。

（大塚厚生労働副大臣）

ありがとうございます。突然の質問でしたので恐縮ですが、今日のところは副理事長のお話で結構かと思います。

たまたま私は国会に来る前は金融業界にいました。率直に申し上げて、確かに年金制度の業務処理というのは複雑で難しいと思います。しかしながら、金融業務も複雑でレアケース対応も含めて色々なことがあるのですが、これほど事務ミスがあるととても経営体として成り立たないのが金融業務です。そういう業界からこの立場に着いた者としては、なぜ日本年金機構ではこれほど業務ミスが起こるのだらうということについては、かなり根本的な部分について色々と改善を図っていかないといけないのではないかと、今印象的に思っています。

今の話を踏まえて、委員長にお願いが2つあります。24回の中で、もしかすると過去にこの委員会でご議論していただいているかもしれませんが、一度いずれかの機会に、今申し上げたようにこれまでのこの委員会での議論を踏まえた結果、日本年金機構としてどういう改善を図ればこのような事態の繰り返しを防ぐことができるのか、ということについて、現時点でどのようにお考えになっているのか是非発表などをしていただき、ご議論いただく機会を設けていただきたい、というのが1つ目のお願いです。

2つ目は、私はこうやって3回お邪魔したのですが、いつもここで一人寂しくこの席に座らせていただくのですが、出来たら委員長に真ん中にお座りいただいて、私の席はこの辺に用意していただいて、是非真ん中にお座りいただけないでしょうか。よろしくお願いします。

（磯村委員長）

副大臣からお話がありました1点目については、多分副大臣のイメージと8割方オーバーラップしていると思われる部分の議論を、できたら6、7月くらいからやろうかということで、今準備をしているところです。また改めてご相談したいと思います。

2点目は、やっぱり斜に構えて顔を拝見するのが一番居心地よいものですから、しばらくここに居させてください。よろしくお願いします。ありがとうございました。

少し時間が早いのですが今日はこれでお開きにしたいと思います。2週続けてありがとうございました。

(了)